学童保育に関わる用語・仕組みの解説

編集部

【放課後児童健全育成事業】とは

「放課後児童健全育成事業」は、学童保育の法律上の名称です。学童保育は一九九七年に「児童福祉法」「社会福祉法」に定められ、一九九八年から法律にもとづく事業として施行されています。児童福祉法では、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（第六条の三の②）「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる」（第三四条の八）、「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる」（第三四条の八の②）と定められています。

「市町村以外の者」とは、社会福祉協議会、保護者会・父母会、地域運営委員会、法人、民間企業、個人などのことをさします。「市町村以外の者」が事業を行う学童保育の多くは、市町村（特別区を含む）からの「委託」「代行」によって事業を行っていたり、「補助」を受けて運営されています。

【府令・省令】とは

「府令」は、内閣総理大臣が内閣府の長として発する命令です。「省令」は、各省の大臣が担当する行政事務（行政権の発動として行う事務）について、法律や政令（内閣が制定する命令）を施行するため、または、法律や政令の特別の委任にもとづいて、各省（機関）から発する命令です。

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を定めました。こども家庭庁の設立にともない、二〇二三年四月一日以降は、「内閣府令」として施行されています。

また二〇一五年には、運営にあたっての望ましい方向性（「全国的な標準仕様」）を示した「放課後児童クラブ運営

つづきは本誌をごらんください